



目 次	ページ
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出（ 〃 ）	1
○保安林の指定予定の通知（7件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（2件）（ 〃 ）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定（ 〃 ）	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3

告 示

高知県告示第392号
 医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
 平成29年5月9日
 高知県知事 尾崎 正直
 医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
 あすなろ薬局 土佐市高岡町甲2043-4 平29・4・1
 メディカル薬局 四万十市右山1973番地5 〃 〃 〃
 うやま店
高知県告示第393号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留

邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
 平成29年5月9日
 高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
 のいちご薬局 香南市野市町東野354番地16 平29・2・28
 医療法人島津会 四万十市川登1106番4 〃 〃 3・31
 大川筋診療所

高知県告示第394号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。
 平成29年5月9日
 高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休 止 年 月 日
 メディカル薬局 四万十市具同2075-2 平29・4・1
 渡川店

高知県告示第395号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月9日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
室戸市室戸岬町字リヤウセン1569、字トガ石ノ南7195の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字リヤウセン1569・字トガ石ノ南7195の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第396号
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月9日
 高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡構原町大蔵谷867、874
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大蔵谷867・874（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 高知県告示第397号**
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
 平成29年5月9日
 高知県知事 尾崎 正直
- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町北川字竹屋式783の1、字仲地主807の1
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹屋式783の1・字仲地主807の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

<p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第398号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成29年5月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡津野町北川字潰谷7663の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字潰谷7663の2（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第399号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成29年5月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町烏手字ハサコ313</p> <p>2 指定の目的</p>	<p>土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ハサコ313（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第400号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成29年5月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町浦越字タデノワダ259の39、259の125（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字タデノワダ259の39（次の図に示す部分に限る。）、 259の125</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第401号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨</p>	<p>の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成29年5月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町大道字久保ノ上1221の1</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字久保ノ上1221の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第402号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成29年5月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 宿毛市小筑紫町伊与野字レイケ谷2491の23、2491の24</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>高知県告示第403号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成29年5月9日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 四万十市鶴ノ江字ヲカモト山1481の1</p> <p>2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p>
---	---	---

3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
高知県告示第404号
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成29年5月9日
高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安芸市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字卯左開3324、3330から3332まで、3333の1、3333の2、3335から3340まで、字樺谷3341から3361まで、字荒谷3366から3374まで、3378から3385まで、字馬ノ背3392から3403まで、字廣場3404から3413まで、3989の2、字廣場ノ西3414から3427まで、3990の2から3990の10まで、3991の1から3991の5まで、3992の1から3992の4まで、3993の1、3993の2、3994、字砥石谷3428の1、3428の2、3429から3432まで、3434から3438まで、3995、3996の1、字砥石谷ノセイ3439、3440、3442から3448まで、3997の1、3998、字笹谷口3976、字和右エ門開4011の3、字樺谷山4033の5、4033の6、字南谷1696から1708まで、2150の1から2150の4まで、字北谷1709、1710、1712、1714、1715、1717、2149の1から2149の3まで、字廣畝1720から1722まで、2145のイ、2145の2、字熊ノ谷1724、1725、2144のイ、字大畝1726の1、1726の2、1731の1、1731の2、2143の1、字鱧ノ口1732の1、1732の2、字松ノ畝2147の1、2147の2、2148
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北大良乙874の3、乙874のニ
ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成29年4月25日
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年1月29日 27高須土第1473号	高岡郡四万十町平串 字柳ノ窪582番1ほか	高岡郡四万十町琴 平町15番16号 有限会社三浦建設 代表取締役 三 浦 新平
平成28年4月25日 28高西土第76号	土佐市高岡町字北野 廻乙2082番ほか	土佐市高岡町乙 2215番地1 株式会社田原工業 代表取締役 田 原 計男
平成29年3月15日 28高都計第806号	南国市岡豊町滝本字 丸山391番8ほか	香川県丸亀市土器 町東四丁目694番 地1 四国銀行丸 亀社宅206号 加納 武泰